

総合事業つてなに

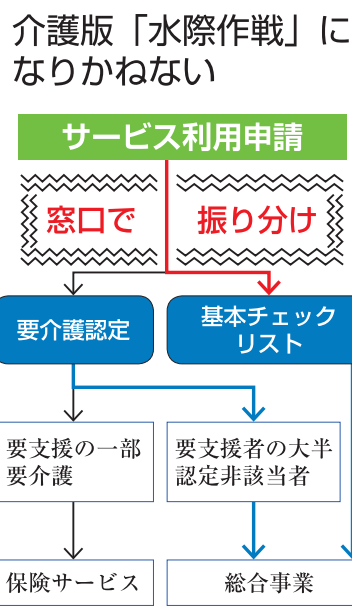
介護が必要な人を締め出す制度に

今年4月から「総合事業（介護予防・日常生活支援事業）」が始まりました。これまでの介護保険では要支援・要介護認定さえつければ全国共通の「保険給付」が受けられるものでしたが、総合事業は市町村が制度内容を考える「事業」なので市町村ごとに内容が異なることとなります。

何が問題なのか

政府厚労省は、「介護からの卒業をめざす」というキャッチフレーズで、高齢者の自立を促してきました。しかしその実態は、要支援の認定を受けた高齢者に、これまで予防給付として認められていた介護保険サービスのうち、ホームヘルパーとデイサービスを市町村事業に移してしまつていくものです。

その結果、全国各地で介護認定申請を簡単に受け付けてくれない、これまでのサービス（現行相当サービス）ではなく安上がりのサービス利用を強要された、「自立支援型の地域ケア会議」により、ケアマネージャーの裁量をしめつけて



権利（＝社会保障）としての介護保険変質に歯止めをかけよう

各市町村が行う総合事業には国により上限額が決められています。つまり「総合事業にかけられるお金は、国の定める基準以内に抑えないといけない」ということとなります。国の狙いは、都道府県や市町村に「高齢者の自立競争」を競わせ、地域包括やケアマネジャーを手先として、社会保障である介護保険を変質させることです。このままでは「自立をせよとお尻をたたかれ、保険料を支払うだけで、介護サービスを利用したくても結局は利用できない」ものになってしまいます。

堺市では？

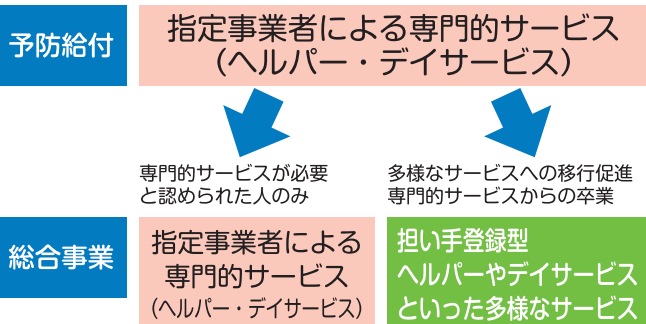
堺市ではどうでしょうか？ 総合事業開始1カ月後（2017年4月末）の状況は、現行相当サービスへの移行がほとんどですが、堺市では7月から「自立支援型の地域ケア会議」である「介護予防ケアマネジメント検討会議」がはじまります。堺市は「介護保険からの卒業を求めるのではなく、ケアプランの質向上のための検討会議である」と説明しています。全国各地では「自立支援型の地域ケア会議」により、結果として介護保険からの卒業を強いられる事例も出ていますので注意が必要です。「高齢者の『自立』とは何か？」

総合事業スタートによる要支援者への影響

- 要支援1・2という認定区分は残る
- 訪問看護・福祉用具貸与等のサービス
- ホームヘルパーとデイサービスは市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行

保険給付はずし

政府のねらいは…安上がりのサービス！



総合事業は「介護にかかる国の負担をいかに少なくするか」のための「勝手都合のよい仕掛け」ともいえるのではないのでしょうか。さらに団塊の世代が高齢者になる2025年に向けて、介護保険の枠は介護度3以上、利用負担割合の引き上げ、介護保険料の倍化などの改悪案が考えられています。わたしたち自身が内容を「よく知ること」そして「知らせること」が求められています。（西第3地域包括支援センター センター長 森本由起子）

鳳在宅介護支援センター



13人のメンバー力で地域をサポート

鳳在宅介護支援センターは、耳原鳳クリニック東側の「介護老人保健施設みみはら」の4Fフロアで業務を行っています。介護保険のケアプランセンター（居宅介護支援事業所）としての機能に加えて、介護認定を受けていない高齢者の相談窓口や、地域活動を支援する「在宅介護支援センター」（※以後、在介センター）としての機能を併せ持っています。具体的には耳原鳳クリニックと協力し、医療・介護学習会をはじめ運動教室や認知症サポートセンター養成講座などを年間通して開催しています。また鳳校区地域住民の体力測定、小・中学校に出向いての認知症の知識の普及・キッズサポーター養成講座、等々の取り組みにも積極的に協力。在介センターとして地域の

〒593-8325
堺市西区鳳南町5-594-1
TEL: 072-272-7288

こんにちは！ 同仁会グループ 事業所だより

今年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、来月4月には医療・介護の同時改定が施行されます。団塊の世代の方が後期高齢者となる2025年が迫るなか、ますます医療や介護を受けることが、厳しくなってくるのが予想されます。13人となった鳳在介センターの多彩な人材と、一致団結した力を発揮して、地域の方の不安な思いを受け止め、在宅介護の支援を行っていきます。（鳳在宅介護支援センター 主任 吉川 真帆）